# 電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定

概要

令 和 5 年 7 月

- □ モバイル市場の公正な競争を促進するため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第27条の3において、携帯電話事業 者等に対する規律を規定
- □ 対象役務※は、**携帯電話サービス及び全国BWAサービス**(スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット、モバイルルータ)
- ロ 対象事業者<sup>※</sup>は、MNO、MNOの特定関係法人及び利用者の数の割合が0.7%を超えるMVNO(現行の告示で指定する対象 事業者は合計32社)
  - ※ 対象役務・対象事業者は、電気通信事業法第27条の3第1項に基づき指定

## 通信料金と端末代金の完全分離

- 端末の購入等を条件とする**通信料金の割引を禁止**
- 通信契約とセット購入時の端末代金の値引き等の利益 の提供を上限 2万円に制限※ (先行同型機種の買取価格を下回ることも不可)
  - ※端末代金の値引き等の利益の提供の例外あり

## 行き過ぎた囲い込みの禁止

- 期間拘束契約の<u>期間の上限は2年、違約金の上限</u> 1,000円
- 期間拘束のない契約の提供義務付け
- 期間拘束の有無による料金差の上限は170円/月
- 更新を伴う契約が満たすべき条件の遵守
- 継続利用割引時の利益の提供 1か月分の料金/年

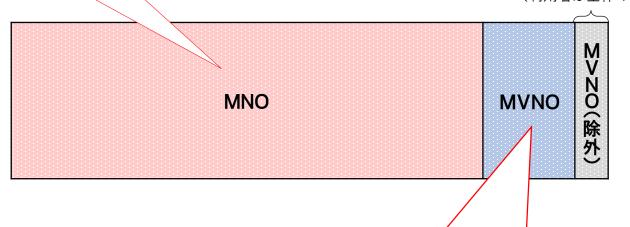
- □ 禁止行為規律の対象となる電気通信事業者として次の電気通信事業者を告示によって指定(現行の告示は、 令和4年総務省告示第321号)
  - -MNO及びMNOの特定関係法人のうち移動電気通信役務を提供している者については全事業者
  - -MVNOについては移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%を超えるもの

## MNO:全て指定

(自ら周波数の割当てを受けてネットワークを運用する電気通信事業者は競争への影響が少ないとは考えられないため。)

#### 除外されるMVNO

(利用者は全体の一割未満)



# MVNO:基準を満たす者を指定

- 1:MNOの特定関係法人\*\*のうち移動電気通信役務を提供している者を指定(潜脱防止のため。)
  - ※ MNOの親会社、子会社、兄弟会社、1/3超の議決権保有等の実質的な支配関係のある関連会社等
- 2:利用者の数の割合が0.7%を超えるものを指定

(利用者の数が100万(割合換算で約0.7%)を超える電気通信事業者は、競争への影響が少ないとは考えられないため。)

## 【確認方法】

- 1:MNOに対して、移動電気通信役務 を提供している自社の特定関係法人 の増減の有無を確認
- 2:年度末時点の移動電気通信役務の 利用者の数を用いて、利用者の数の 割合が0.7%を超えるMVNOを確認

## 【指定手続】

・ 禁止行為規律の対象となる電気通信事業者を指定又は解除するときは、 告示の制定を行い、対象事業者に通知

# 指定する電気通信事業者の見直し(令和5年度)

- □ 移動電気通信役務を提供しているMNOの特定関係法人について、移動電気通信役務の提供終了に伴う1者の減少があった。
- □ その他MVNOについて、対象事業者に変更はなかった。
- □ また、諮問時の告示案から、指定対象としていた事業者を指定の対象外とする変更があった。
- □ 上記を踏まえ、現行の告示(令和4年総務省告示第321号)を廃止し、計30社を指定する告示を新たに制定する。

MNO	MVNO	
	MNOの特定関係法人	その他MVNO
· NTTド⊐モ	・ NTTコミュニケーションズ ・ NTTビジネスソリューションズ	・ IIJ
【指定の対象としていた者を指定の対象外とする変更】 意見募集の意見を踏まえ、諮問時の告示案 について、指定の対象事業者としていた者を指 定の対象外とする変更。	<ul> <li>NTTPCコミュニケーションズ</li> <li>NTT BP</li> <li>NTTメディアサプライ</li> <li>NTTリミテッド・ジャパン</li> <li>ドコモCS</li> <li>NTTレゾナント</li> </ul>	・ ○△事業者 ・ ×××事業者 ・・・
<ul><li>・ KDDI</li><li>・ 沖縄セルラー電話</li><li>・ UQコミュニケーションズ</li></ul>	<ul><li>ジェイコム地域会社(11社)*</li><li>ソラコム</li><li>中部テレコミュニケーション</li><li>ビッグローブ</li></ul>	<b>計30社</b> (現行は計32社)
・ソフトバンク	<del>・ ヤフー</del>	
・楽天モバイル	・ 楽天コミュニケーションズ	

※ 大分ケーブルテレコム、ケーブルネット下関、ジェイコムウエスト、ジェイコム九州、ジェイコム埼玉・東日本、ジェイコム札幌、ジェイコム湘南・神奈川、ジェイコム千葉、ジェイコム東京、土浦ケーブルテレビ、横浜ケーブルビジョン (注) 赤字は、現行の告示から指定の変更があった者。青枠内は、諮問時の告示案から変更が生じた者。